

令和5年度 福島県立相馬総合高等学校 前期選抜募集要項

福島県立相馬総合高等学校

(本校舎)

住所 〒976-0014

福島県相馬市北飯渕字阿弥陀堂 200 番地

電話 (0244) 36-6231

第1部 特色選抜

1 募集定員

全日制の課程 総合学科

募集定員（200名）の25%程度とする。

2 出願資格

出願資格については、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とする。

志願者は、本校の特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

ただし、本校と連携型による中高一貫教育を実施している中学校を卒業する見込の者は、本校の特色選抜に出願することはできない。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和5年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

3 志願してほしい生徒

学校生活において何事にも意欲的に取り組む生徒で、特に次のような生徒を求める。

【A型（運動）】

学習及びスポーツ活動に意欲的に取り組み、これまで部活動もしくは外部のクラブチーム等の団体に所属して競技に組み、高校入学後は、その競技の運動部（下記の運動部に限る）に入部して3年間継続するとともに、進路実現に意欲的に取り組む者。なお、運動（各競技共通）に関する特色検査を課す。

《男子のみ》 硬式野球部、サッカー部

《女子のみ》 バレーボール部、ソフトボール部

《男子・女子》 ソフトテニス部、テニス部、卓球部、弓道部、陸上競技部、柔道部、
バドミントン部、バスケットボール部

【B型（芸術）】

学習及び芸術活動に意欲的に取り組み、下記の文化部に入部して3年間継続するとともに、進路実現に意欲的に取り組む者。なお、入部希望の部に応じた、特色検査を課す。

《男女共通》 吹奏楽部、合唱部、美術部、書道部

4 出願手続き及び提出書類

(1) 出願に必要な書類

① 中学校卒業 者及び卒業 見込の者	ア 令和5年度前期選抜入学願書	・ 県教育委員会において作成したもの。
	イ 令和5年度福島県立高等学校 入学志願に関する調査書 (以下「調査書」という。)	・ ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除する。 ・ なお、提出期間は令和5年2月14日(火)から2月15日(水)までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
	ウ 令和5年度特色選抜志願理由書	・ 本校所定のもの。 ・ 「記入上の注意」をよく読んで記入すること。
	エ 受験票用紙	・ 県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの。
	オ 入学検定料納付済証明書用紙	・ 県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの。

※ 県外等からの出願については、上記ア～オの書類に加え、「他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類」及び、「住民票の写し」等の、保護者が出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類を併せて提出すること。

② 上記①以外 の者	ア 令和5年度前期選抜入学願書	・ 上記①のアに同じ
	イ 令和5年度特色選抜志願理由書	・ 上記①のウに同じ
	ウ 健康診断書	・ 令和5年1月以降に医師の診断を受けたもの。
	エ 履修証明書、学習成績証明書	・ 提出できないやむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
	オ 受験票用紙	・ 県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの。
	カ 入学検定料納付済証明書用紙	・ 県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの。

(2) 入学検定料

入学願書に、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

(3) 出願方法

- ① 中学校卒業者及び卒業見込の者は、上記(1)①の書類を、在学(出身)中学校長を通して、相馬総合高等学校本校舎に出願する。中学校においては、これに「前期選抜志願者名簿」を添付する。
- ② 上記①以外の者は、上記(1)②の書類を、直接、相馬総合高等学校本校舎に出願する。
- ③ 県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、404円切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封する。その場合、中学校長は、事前に相馬総合高等学校校長に連絡する。

(4) 出願期間

令和5年2月3日（金）から2月8日（水）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、令和5年2月8日（水）正午までに必着とする。

(5) 出願場所

相馬総合高等学校本校舎 事務室

5 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書を出願に際して相馬総合高等学校校長に提出できる。

また、保健室等登校であった者も提出することができる。

提出は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、相馬総合高等学校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、相馬総合高等学校校長は、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、令和5年2月14日（火）から2月15日（水）までとする。
郵送の場合には、2月15日（水）の消印有効とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

6 出願先変更

志願者は、令和5年2月9日（木）から2月13日（月）までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

- (1) 同一高等学校内で出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願（県教育委員会において作成したもの）を添えて、在学（出身）中学校長を通して相馬総合高等学校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、相馬総合高等学校校長に提出する。
- (2) 他の高等学校及び福島県立特別支援学校高等部（以下「特別支援学校」という）へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。
 - ① 前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を在学（出身）中学校長を通して相馬総合高等学校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、相馬総合高等学校校長に提出する。
 - ② 前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を受けた相馬総合高等学校校長は、前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書を交付する。

- ③ 新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。

ただし、特別支援学校へ出願先の変更を希望する場合は、「令和５年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」を確認の上、新たに作成した特別支援学校の入学願書、調査書及び学校教育法施行令第２２条の３に定められた障がいのあることを証明する書類に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の特別支援学校長に提出する。また、特別支援学校を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに特別支援学校が実施する教育相談を受けるものとする。

なお、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。

- (３) 出願先変更に際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。

ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

- (４) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学（出身）中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。

- (５) すでに交付を受けた受験票は返還する。

7 選 抜 方 法

特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績、特色面接及び特色検査の結果を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

なお、全体の満点は８００点とする。

- (１) 特色選抜志願理由書：志願の動機・理由には、どのような活動をしたいか等を含めて志願者本人が具体的に記入する。
- (２) 調 査 書：「各教科の学習の記録」は１５０点満点、「特別活動等の記録」は１３０点満点とし、合計２８０点満点とする。
- (３) 学 力 検 査：５教科（国語、社会、数学、理科、外国語（英語） 各５０点満点）とする。

①日 時

令和５年３月 ３日（金） 午前９時から午後３時１０分まで

②日 程

9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
国 語	休	数 学	休	外国語 (英語)	昼 食	理 科	休	社 会	
(50 分)	(20 分)	(50 分)	(20 分)	(50 分)	(60 分)	(50 分)	(20 分)	(50 分)	

③会 場

相馬総合高等学校本校舎

(4) 特 色 面 接：集団面接を実施する。面接については段階評価する。

(5) 特 色 検 査：A型（運動）・B型（芸術）の志願者については、次の通り実技試験を実施する。
特色検査については、点数化し、270点満点とする。

【A型（運動）】

以下の内容の共通実技試験を、相馬総合高等学校の屋内体育施設で行う。

準備物	運動着（各中学校指定のもの）、屋内シューズ（各中学校指定のもの）
実施内容	反復横跳び、立ち幅跳び、20m往復走（3往復）、握力

【B型（芸術）】

以下の内容の志願理由書に記入した入部希望部別実技試験を行う。

吹奏楽部	・課題演奏及び自由演奏を課す。 ・楽譜は見てもよい。 ・楽譜は各自で持参すること。 ・伴奏はつかない。 ・自由曲の作者名、曲目は、試験開始時に試験官に口頭で申告する。 ※楽器ごとの実施内容等については次のとおり。	
楽器	準備物	実施内容
《管楽器》	・演奏に使用する楽器は、以下のいずれか1つとする。 フルート、オーボエ、ファゴット、B♭クラリネット、バスクラリネット、アルトサクソフォン、テナーサクソフォン、バリトンサクソフォン、トランペット、ホルン、トロンボーン、ユーフォニアム、チューバ ・譜面台は本校で準備する。 - 楽器は、各自で持参すること。	①課題演奏 JBCバンドスタディ（ヤマハ）p.34 スケール（長音階）No.6の演奏を課す。なお、テヌート奏法、♩≒120で演奏すること。 各楽器の演奏パートは、以下の通りとする。 ・B♭クラリネット、バスクラリネット、テナーサクソフォン、トロンボーン、ユーフォニアム、チューバで受験の場合 No.6（1） ・アルトサクソフォン、バリトンサクソフォン、トランペットで受験の場合 No.6（2） ・ホルンで受験の場合 No.6（3） ・フルート、オーボエ、ファゴットで受験の場合 No.6（4） ②自由演奏 2分程度の独奏曲1曲
《弦楽器》	・演奏に使用する楽器は、コントラバスとする。 ・楽器、譜面台は本校で準備する。弓は各自で持参すること。	①課題演奏 JBCバンドスタディ（ヤマハ）p.35 スケール（長音階）No.11の演奏を課す。なお、テヌート奏法、♩≒120で演奏すること。 ②自由演奏 2分程度の独奏曲1曲
《打楽器》	・演奏に使用する楽器は、以下のいずれか1つとする。 スネアドラム、マリンバ - 楽器、譜面台は本校で準備する。スティック、マレットは各自で持参すること。	①課題演奏 JBCバンドスタディ（ヤマハ）の演奏を課す。 ・スネアドラムで受験の場合 p.15 ステップ4 3連音符 ♩=60で演奏すること。リピートなし。 ・マリンバで受験の場合 p.34 スケール（長音階）No.6（4） ♩≒120で演奏すること。 ②自由演奏 2分程度の独奏曲1曲

合唱部	① コールユーブンゲンNo.3 1 (a～eの中から、試験開始時に1曲を指定する) ②自由曲(2分程度の任意の1曲、無伴奏) *自由曲の作者名、曲目は、試験開始時に試験官に口頭で申告する。
-----	--

美術部	鉛筆デッサン(60分、卓上静物)
-----	------------------

書道部	毛筆・硬筆(あわせて60分) ①毛筆 ・漢字(楷書) ・漢字仮名交じりの書(行書と平仮名) ②硬筆 ・ボールペン字 *紙とボールペンは本校で用意する。 *紙以外の書道用具一式、筆記用具は各自持参すること。
-----	--

8 学力検査及び特色面接、特色検査の日時及び会場

(1) 期 日

- ①令和5年 3月 3日(金) 学力検査
- ②令和5年 3月 6日(月) 特色面接・特色検査

(2) 受付時間

- ①令和5年 3月 3日(金) 午前8時00分から午前8時30分まで
- ②令和5年 3月 6日(月) 午前8時00分から午前8時30分まで

(3) 受付場所

相馬総合高等学校本校舎 1年次昇降口

(4) 持参物

- ①学力検査：受験票、上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規(下敷、分度器(分度器機能を有する定規を含む)は使用できない。)、下足を入れる袋
(注)携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。
- ②特色面接・特色検査：受験票、上ばき、下足を入れる袋、実技試験に必要な準備物
*②については、志願者数により選抜が午後までかかることがある。その場合は中学校を通じて連絡するので、昼食を準備すること。

9 追検査等の実施

追検査等の受験資格がある志願者は、前期選抜実施日に記録的な大雪や大地震等の非常災害による交通遮断等により欠席や大幅な遅刻を余儀なくされた者、インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり欠席した者及び新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した者とする。

(1) 期 日 令和5年 3月 9日(木) 及び 3月10日(金)

(2) 会 場 相馬総合高等学校本校舎

- (3) 日 程 両日とも、午前8時00分から午前8時30分まで、相馬総合高等学校本校舎大講義室で受付をすること。

①学力検査 令和5年 3月 9日(木)

9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
国 語	休	数 学	休	外国語 (英語)	昼 食	理 科	休	社 会	
(50 分)	(15 分)	(50 分)	(15 分)	(50 分)	(50 分)	(50 分)	(15 分)	(50 分)	

②特色面接及び特色検査 令和5年 3月10日(金) 午前9時から

※追検査の日程は、追検査の志願者数等により大きく変動するため、志願者数確定後、詳しい日程を中学校長を通して志願者に通知する。

(4) 持 参 物

3月3日の学力検査、3月6日の特色面接及び特色検査のものと同様とする。

(5) 追検査等受験の手続き

インフルエンザ等学校感染症に罹患した志願者が、前期選抜実施日に欠席し、志願者本人が追検査等の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患志願者追検査等受験願（県教育委員会において作成したもの）に医師の診断書を添付し、3月7日（火）午後4時までに相馬総合高等学校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に相馬総合高等学校校長に連絡すること。

新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した者も、インフルエンザ等学校感染症罹患志願者追検査等受験願（県教育委員会において作成したもの）の追検査等受験願提出理由の欄に新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受験できないこととされた理由を記入し、3月7日（火）午後4時までに相馬総合高等学校校長へ提出する。その場合も、在学（出身）中学校長は、事前に相馬総合高等学校校長に連絡すること。

なお、非常災害による交通遮断等により遅刻又は欠席した志願者の追検査等受験の可否については、相馬総合高等学校校長と県教育委員会が協議し判断する。

(6) そ の 他

- ① 学力検査の際、インフルエンザ罹患者や体調不良者（ただし、新型コロナウイルス感染症の対応として特別な措置が必要とされる者を除く。）の別室受験についてこれまで通り認める。この場合、3月3日の学力検査を1教科でも受験した志願者は、追検査(学力検査)を受験できない。
- ② 新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ、追検査等が未完了となった者については、「11 その他」の(1)の定めに準ずる。ただし、令和5年3月10日（金）午後4時までに 提出することとする。

10 合格者発表

- (1) 令和5年3月15日（水）正午以降に相馬総合高等学校本校舎で発表する。
- (2) 合格者に対して、合格者発表後に、相馬総合高等学校本校舎の指示する場所で受験票と引き換えに「合格通知書」を交付する。
- (3) 提出書類の記載内容に、事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消す場合がある。

11 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ、選抜の一部が未完了となった者は、新型コロナウイルス感染症への対応により受験未完了となった選抜の意思連絡書を令和5年3月7日(火)午後4時までに相馬総合高等学校長へ提出する。その場合、在学(出身)中学校長は、事前に相馬総合高等学校長に連絡する。新型コロナウイルス感染症への対応により受験未完了となった選抜の意思連絡書を受けた相馬総合高等学校長は、新型コロナウイルス感染症への対応により受験未完了となった選抜の意思連絡書受領書を交付する。
- (2) 前期選抜及び連携型選抜の追検査等を、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した志願者及び選抜の一部が未完了となった者は、新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程に出願することができる。
- (3) 障がい等のある志願者に対する配慮など、本要項に記載されていない事項については、「令和5年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

第2部 一般選抜

1 募集定員

全日制の課程 総合学科

募集定員（200名）から、特色選抜及び連携型選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

2 出願資格

出願資格については、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とする。なお、本校の特色選抜、連携型選抜に出願した者も、本校の一般選抜に出願することができる。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和5年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者

3 出願手続き及び提出書類

(1) 出願に必要な書類

① 中学校卒業生及び卒業見込の者	ア 令和5年度前期選抜入学願書	・県教育委員会において作成したもの。 ・ただし、本校の連携型中高一貫教育に係る入学者選抜と一般選抜を併願する志願者は、 <u>令和5年度連携型・一般選抜入学願書を提出すること。</u>
	イ 令和5年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）	・ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除する。 ・なお、提出期間は令和5年2月14日（火）から2月15日（水）までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
	ウ 受験票用紙	・県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの。
	エ 入学検定料納付済証明書用紙	・県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの。 ・なお、 <u>一般選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。</u>

※ 県外等からの出願については、上記ア～エの書類に加え、「他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類」及び、「住民票の写し」等の、保護者が出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類を併せて提出すること。

② 上記①以外の者	ア 令和5年度前期選抜入学願書	・上記①のアに同じ。
	イ 健康診断書	・令和5年1月以降に医師の診断を受けたもの。
	ウ 履修証明書、学習成績証明書	・ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
	エ 受験票用紙	・県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの。
	オ 入学検定料納付済証明書用紙	・県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの。 ・なお、一般選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(2) 入学検定料

入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

なお、特色選抜又は連携型選抜に出願した者は、新たに入学検定料を必要としない。

(3) 出願方法

① 中学校卒業後及び卒業見込の者は、上記(1)①の書類を、在学(出身)中学校長を通して、相馬総合高等学校本校舎に出願する。中学校においては、これに「前期選抜志願者名簿」を添付する。

② 上記①以外の者は、上記(1)②の書類を、直接、相馬総合高等学校本校舎に出願する。

③ 県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、404円切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封する。その場合、事前に相馬総合高等学校校長に連絡する。

(4) 出願期間

令和5年2月3日(金)から2月8日(水)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、令和5年2月8日(水)正午までに必着とする。

(5) 出願場所

相馬総合高等学校本校舎事務室

4 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書を出願に際して相馬総合高等学校校長に提出できる。

また、保健室等登校であった者も提出することができる。

提出は次の方法により行う。

(1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、相馬総合高等学校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封する。

(2) 自己申告書の提出があった場合、相馬総合高等学校校長は、自己申告書受領書を交付する。

(3) 提出期間は、令和5年2月14日(火)から2月15日(水)までとする。

郵送の場合には、2月15日(水)の消印有効とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

5 出願先変更

志願者は、令和5年2月9日（木）から2月13日（月）までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

- (1) 同一高等学校内で出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験用紙に前期・連携型選抜出願先変更願（県教育委員会において作成したもの）を添えて、在学（出身）中学校長を通して相馬総合高等学校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、相馬総合高等学校校長に提出する。

- (2) 他の高等学校及び福島県立特別支援学校高等部（以下「特別支援学校」という）へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。

- ① 前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を在学（出身）中学校長を通して相馬総合高等学校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、相馬総合高等学校校長に提出する。

- ② 前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を受けた相馬総合高等学校校長は、前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書を交付する。

- ③ 新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。

ただし、特別支援学校へ出願先の変更を希望する場合は、「令和5年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」を確認の上、新たに作成した特別支援学校の入学願書、調査書及び学校教育法施行令第22条の3に定められた障がいのあることを証明する書類に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の特別支援学校長に提出する。また、特別支援学校を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに特別支援学校が実施する教育相談を受けるものとする。

なお、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。

- (3) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。

ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

- (4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学（出身）中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。

- (5) すでに交付を受けた受験票は返還する。

6 選 抜 方 法

調査書の審査結果、学力検査の成績、面接試験の結果を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

(1) 調 査 書：「各教科の学習の記録」について195点満点とする。

(2) 学力検査：5教科（国語、社会、数学、理科、外国語（英語） 各50点満点）とする。

①日 時 令和5年3月 3日（金） 午前9時から午後3時10分まで

②日 程

9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
国 語	休	数 学	休	外国語 (英語)	昼 食	理 科	休	社 会	
(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

③会 場

相馬総合高等学校本校舎

(3) 一 般 面 接

集団面接を実施する。面接については段階評価する。

※特色選抜または連携型選抜にも出願している志願者については、特色面接または連携型面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。

7 学力検査及び一般面接の日時及び会場

(1) 期 日

①令和5年 3月 3日（金） 学力検査

②令和5年 3月 6日（月） 一般面接

(2) 受付時間

①令和5年 3月 3日（金） 午前8時00分から午前8時30分まで

②令和5年 3月 6日（月） 午前8時00分から午前8時30分まで

(3) 受付場所

相馬総合高等学校本校舎1年次昇降口

(4) 持 参 物

①学力検査：受験票、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。）、下足を入れる袋

（注）携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

②一般面接：受験票、上ばき、下足を入れる袋

*②については、志願者数により選抜が午後までかかることがある。その場合は中学校を通じて連絡するので、昼食を準備すること。

8 追検査等の実施

追検査等の受験資格がある志願者は、前期選抜実施日に記録的な大雪や大地震等の非常災害による交通遮断等により欠席や大幅な遅刻を余儀なくされた者及びインフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり欠席した者及び新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した者とする。

- (1) 期 日 令和5年 3月 9日(木) 及び 3月10日(金)
 (2) 会 場 相馬総合高等学校本校舎
 (3) 日 程 両日とも、午前8時00分から午前8時30分まで、本校大講義室で受付をすること。

①学力検査 令和5年 3月 9日(木)

9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
国 語	休	数 学	休	外国語 (英語)	昼 食	理 科	休	社 会	
(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)	

②一般面接 令和5年 3月10日(金) 午前9時から

※追検査の日程は、追検査の志願者数等により大きく変動するため、志願者数確定後、詳しい日程を中学校長を通して志願者に通知する。

(4) 持 参 物

3月3日の学力検査のものと同様とする。

(5) 追検査等受験の手続き

インフルエンザ等学校感染症に罹患した志願者が、前期選抜実施日に欠席し、志願者本人が追検査等の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患追検査等受験願(県教育委員会が作成したもの)に医師の診断書を添付し、3月7日(火)午後4時までに相馬総合高等学校校長へ提出する。その場合、在学(出身)中学校長は、事前に相馬総合高等学校校長に連絡すること。

新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した者も、インフルエンザ等学校感染症罹患追検査等受験願(県教育委員会において作成したもの)の追検査等受験願提出理由の欄に新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受験できないこととされた理由を記入し、3月7日(火)午後4時までに相馬総合高等学校校長へ提出する。その場合も、在学(出身)中学校長は、事前に相馬総合高等学校校長に連絡すること。

なお、非常災害による交通遮断等により遅刻又は欠席した志願者の追検査等受験の可否については、相馬総合高等学校校長と県教育委員会が協議し判断する。

(6) そ の 他

- ① 学力検査の際、インフルエンザ罹患者や体調不良者(ただし、新型コロナウイルス感染症の対応として特別な措置が必要とされる者を除く。)の別室受験についてこれまで通り認める。この場合、3月3日の学力検査を1教科でも受験した志願者は、追検査(学力検査)を受験できない。
- ② 新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ、追検査等が未完了となった者については、「10 その他」の(1)の定めに準ずる。ただし、令和5年3月10日(金)午後4時までに提出することとする。

9 合格者発表

- (1) 令和5年3月15日(水)正午以降に相馬総合高等学校本校舎で発表する。
- (2) 合格者に対して、合格者発表後に、相馬総合高等学校本校舎の指示する場所で受験票と引き換えに「合格通知書」を交付する。
- (3) 提出書類の記載内容に、事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消す場合がある。

10 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ、選抜の一部が未完了となった者は、新型コロナウイルス感染症への対応により受験未完了となった選抜の意思連絡書を令和5年3月7日(火)午後4時までに相馬総合高等学校長へ提出する。その場合、在学(出身)中学校長は、事前に相馬総合高等学校長に連絡する。新型コロナウイルス感染症への対応により受験未完了となった選抜の意思連絡書を受けた相馬総合高等学校長は、新型コロナウイルス感染症への対応により受験未完了となった選抜の意思連絡書受領書を交付する。
- (2) 前期選抜及び連携型選抜の追検査等を、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した志願者及び選抜の一部が未完了となった者は、新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程に出願することができる。
- (3) 障がい等のある志願者に対する配慮など、本要項に記載されていない事項については、「令和5年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。